

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月12日

【四半期会計期間】 第77期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社アイレックス

【英訳名】 AIREX INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 譲治

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区池尻三丁目1番3号

【電話番号】 (03) 3419-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 千葉 繁樹

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区池尻三丁目1番3号

【電話番号】 (03) 3419-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 千葉 繁樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第 2 四半期 連結累計期間	第77期 第 2 四半期 累計期間	第76期
会計期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日	自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日
売上高 (千円)	1,598,267	1,576,068	2,635,579
経常利益又は経常損失() (千円)	38,046	4,347	78,432
四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する四半期 純損失() (千円)	27,930	405,763	373,446
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	80,000	80,000	80,000
発行済株式総数 (株)	45,417,400	45,417,400	45,417,400
普通株式 (株)	29,417,400	29,417,400	29,417,400
A 種優先株式 (株)	16,000,000	16,000,000	16,000,000
純資産額 (千円)	882,316	1,104,419	700,905
総資産額 (千円)	1,989,199	2,268,129	1,910,456
1 株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額() (円)	9.50	137.98	126.99
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	79.97	73.60
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.36	48.69	36.69
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	96,459	88,860	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	52,600	2,897	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	16	272	—
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,033,188	1,331,773	—

回次	第76期 第 2 四半期 連結会計期間	第77期 第 2 四半期 会計期間
会計期間	自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日	自 平成30年 7 月 1 日 至 平成30年 9 月30日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	14.78	16.31

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第 1 四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、第76期第 2 四半期累計期間に代えて、第76期第 2 四半期連結累計期間について記載しております。

3. 第76期第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4. 当社は、平成30年 4 月 1 日付で連結子会社である株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを吸収合併したこと及び子会社の重要性が小さいことにより、第 1 四半期会計期間より、四半期連結財務諸表を作成しておりません。これにより、第76期第 2 四半期連結累計期間は、連結経営指標等を、第77期第

2 四半期累計期間及び第76期は提出会社の経営指標等を記載しております。

- 5 . 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 6 . 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年 2月16日)等を第1 四半期会計期間の期首から適用しており、前第2 四半期連結累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 7 . 平成30年10月 1 日付で普通株式10株につき 1 株の割合をもって株式併合を実施しております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額、潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(システム事業)

連結子会社である株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズは、平成30年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第1四半期会計期間より連結の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社は、前第2四半期累計期間は四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。なお、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社の事業分野である情報サービス市場は、IT技術の急速な進歩や人材不足で需要は依然として拡大傾向にあります。

このような環境下、時代のニーズを的確に捉え柔軟な組織体制で事業拡大と収益構造の基盤強化を図っておりますが、一部の顧客で案件の大幅な縮小や想定プロジェクトの進捗に遅れが出ております。また、子会社の合併に伴う退職給付費用の計上や人件費の高騰により利益を圧迫しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,576,068千円、営業損失8,515千円、経常損失4,347千円となりました。また、特別利益には子会社の吸収合併に伴い抱合せ株式消滅差益422,493千円を計上した結果、四半期純利益は405,763千円となりました。

また、当第2四半期会計期間末の資産合計は2,268,129千円であり、前事業年度末の1,910,456千円に比べ、357,672千円増加しています。主な内訳は、現金及び預金505,862千円の増加、預け金36,030千円の増加及び関係会社株式225,423千円の減少であります。

当第2四半期会計期間末の負債合計は1,163,709千円であり、前事業年度末の1,209,550千円に比べ45,841千円減少しています。主な内訳は、流動負債のその他34,752千円の増加、賞与引当金44,069千円の増加及び関係会社長期借入金220,000千円の減少、退職給付引当金117,811千円の増加であります。

当第2四半期会計期間末の純資産合計は1,104,419千円であり、前事業年度末の700,905千円に比べ403,514千円増加しています。これは、当2四半期累計期間の四半期純利益405,763千円を計上したためであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,331,773千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュフローの状況と主な要因は次の通りであります。なお資金には連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増加414,376千円を含んでおります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、88,860千円となりました。主な増加要因は税引前四半期純利益の計上422,404千円、売上債権の減少95,907千円、主な減少要因は抱合せ株式消滅差益の計上422,493千円、仕入債務の減少44,523千円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、2,897千円となりました。主な増加要因は投資有価証券の売却による収入36,178千円、主な減少要因は投資有価証券の取得による支出30,737千円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の取得による支出272千円です。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

平成30年4月1日において、当社は連結子会社である株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを吸収合併したことにより、就業人員数が106名増加しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	165,669,000(注)
A種優先株式	16,000,000(注)
計	181,669,000(注)

(注) 平成30年6月21日開催の第76回定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会並びにA種優先株式にかかる種類株主総会の決議により、平成30年10月1日付で株式併合(10株を1株)に伴う定款の変更が行われ、提出日現在の普通株式発行可能株式総数は149,102,100株減少し16,566,900株、A種優先株式発行可能株式総数は14,400,000株減少し1,600,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,417,400	2,941,740	(株)東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)3、4、5
A種優先株式 (注)6	16,000,000	1,380,000	—	(注)7、8、9、10
計	45,417,400	4,321,740	—	—

(注)1 平成30年6月21日開催の第76回定時株主総会決議により、平成30年10月1日付で当社普通株式及びA種優先株式数を10株につき1株の割合で併合いたしました。これにより、発行済株式総数は40,875,660株減少し、4,541,740株となっております。

2 提出日現在発行数には、平成30年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

3 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

4 単元株式数は100株であります。

5 平成30年4月25日開催の取締役会において、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更が行われました。

6 当該A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

7 当社は、平成30年8月29日開催の取締役会において、当社定款第8(1)条に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、平成30年10月31日に220,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

8 当該A種優先株式の特質

(1) 割当株式数が増減される旨

当該A種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により取得価額が修正され、取得請求権の行使により取得と引換えに発行する普通株式の数が増加いたします。

(2) 割当株式数又は取得価額修正の基準及び修正の頻度

当該A種優先株式の取得請求期間は平成23年3月1日以降とし、取得価額は平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものであります。

(3) 取得価額修正の下限及び取得発行により発行すべき普通株式数の上限

取得価額修正の下限は25円であり、取得発行により発行すべき普通株式数の上限は64,000,000株であります。

(4) 当社の決定による当該A種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、平成21年3月1日以降、いつでも当該A種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができます。

取得と引換えに株主に交付する財産の内容

株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行価額に1.05を乗じた価額といたします。

9 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 種類株式の名称

株式会社アイレックスA種優先株式

- (2) 発行株式数 1,600,000株
- (3) 発行価額 1株につき 金1,000円
- (4) 発行価額の総額 1,600,000,000円
- (5) 発行価額中の資本組入額 1株につき 金500円
- (6) 資本組入額の総額 800,000,000円
- (7) 申込期日 平成18年 2月27日
- (8) 払込期日 平成18年 2月28日
- (9) 配当起算日 平成17年 4月 1日
- (10) 発行方法 第三者割当の方法により、引受人に割り当てる。
- (11) 継続保有に関する事項 該当なし
- (12) 剰余金の配当
- (イ) A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき2円を上限として優先的に配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 中間配当は行わない。
- (ハ) ある事業年度における優先配当金の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (ニ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (13) 残余財産の分配
- 当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (14) 平成30年 6月21日開催の定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会並びにA種優先株式にかかる種類株主総会において、株式併合の効力発生日(平成30年10月 1日)をもって、A種優先株式1株につき支払われる優先配当金を20円、残余財産の分配額を1,000円とする旨の定款変更が承認可決されております。
- (15) 取得条項
- 当社は、平成21年 3月 1日以降、いつでもA種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができる。
- 取得と引換えに株主に交付する財産の内容
- 株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行価額に1.05を乗じた価額とする。
- (16) 金銭を対価とする取得請求
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
- 取得と引換えに株主に交付する財産の内容
- 取得の請求があったA種優先株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、A種優先株式1株につき金1,000円を交付する。ただし、分配可能額は直近事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。
- 取得請求が可能な期間
- 平成21年 3月 1日以降とする。
- (17) 平成30年 6月21日開催の定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会並びにA種優先株式にかかる種類株主総会において、株式併合の効力発生日(平成30年10月 1日)をもって、取得請求があったA種優先株式1株の取得と引換えに交付する金銭の額は、A種優先株式1株につき金1,000円とする旨の定款変更が承認可決されております。
- (18) 議決権
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、法令に別段の定めある場合を除き、A種優先株式について株主総会で議決権を有しない。
- (19) 新株引受権株式等の付与
- 当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。
- (20) 普通株式を対価とする取得請求
- A種優先株主は、その判断により、上記(16) に代えて下記に定める条件に従い、下記 に定める期間内に取得を請求することにより、1株につき、下記 から に定める取得価額により、当社普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得するよう請求することができる。
- 取得請求が可能な期間
- 平成23年 3月 1日以降とする。
- A種優先株式と引換えに発行すべき普通株式数
- A種優先株式の取得により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{取得発行により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$

発行株式数の算出に当たり 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

当初取得価額

当初取得価額は50円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から取得価額修正日の前日までの日に、下記で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下限取得価額は、下記により取得価額が調整された場合は調整後取得価額を調整前取得価額で除した比率(以下「調整比率」という。)に応じて調整される。下限取得価額は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また修正後取得価額が当初取得価額の150%(以下「上限取得価額」という。ただし、上限取得価額は、下記により取得価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限取得価額は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

取得価額の調整

当社は、A種優先株式発行後、本号に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

取得価額調整式によりA種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の取得価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに取得請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって取得により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に取得請求される証券もしくは取得できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。

ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

(イ)取得価額調整式の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

(ロ)取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

(ハ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

- (イ)株式の併合、資本の減少、吸収分割、新設分割または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書及びA種優先株式の株券が、上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出は要しない。

- (21) 取得請求後第1回目の普通株式への配当

A種優先株式と引換えに発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとしてこれを支払う。

- (22) 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

- (23) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

- (24) 単元株式数は100株であります。

- (25) 平成30年4月25日開催の取締役会において、株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）をもって、A種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更が承認可決されております。

10. A種優先株式に係る欄外記載事項

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項はありません。

- (2) A種優先株式に表示された権利の行使に関する事項についての当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

A種優先株式について、当該A種優先株式に付された各種権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

当該A種優先株式の所有者は、当該A種優先株式の発行日である平成18年2月28日から5年間に於いて、当該A種優先株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨の確約を得ております。

また、当該A種優先株式については、所有者が普通株式を取得請求するまでの期間において継続保有すること及び所有者が発行済株式総数の5%以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前通知を行なうこと、並びにその場合において、当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合は、所有者は当社が指定する買取先に売却する旨の内諾を得ております。

- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

- (5) その他投資者の保護を図るため必要な事項

当該A種優先株式の所有者との間で、当該A種優先株式の内容を実質的に変更するような条件等の合意は特にありません。

- (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年 9月30日	—	45,417,400	—	80,000	—	20,000

(注) 1. 平成30年10月1日をもって10株を1株に株式併合し、これに伴い発行済株式総数が40,875,660株減少しております。

2. 当社は、平成30年8月29日開催の取締役会において、当社定款第8(1)条に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、平成30年10月31日に220,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成30年 9月30日現在 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
TCSホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8-14	16,700	56.79
北部通信工業株式会社	福島県福島市伏拝字沖27-1	2,216	7.54
シグマトロン株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8-14	1,343	4.57
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	895	3.04
三 木 敬 也	北海道函館市	636	2.16
アイレックス役員持株会	東京都世田谷区池尻3丁目1-3	413	1.40
日本コンベヤ株式会社	大阪府大東市緑が丘2丁目1-1	200	0.68
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	172	0.58
アイレックス社員持株会	東京都世田谷区池尻3丁目1-3	159	0.54
コムシス株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目28-8	153	0.52
計	—	22,887	77.83

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成30年 9月30日現在 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
TCSホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8-14	16,000	100.00
計	—	16,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 16,000,000	—	「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,390,000	29,390	同上
単元未満株式	普通株式 18,400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
発行済株式総数	45,417,400	—	—
総株主の議決権	—	29,390	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数(個)」欄には、同機構名義の完全議決権株主に係る議決権の数1個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には自己保有株式783株が含まれております。
3. 平成30年6月21日開催の第76期定時株主総会の決議により、平成30年10月1日付で株式併合(10株を1株に株式併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)を行っております。これにより株式併合後の発行済株式総数は40,875,660株減少し、4,541,740株となっております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイレックス	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号	9,000	—	9,000	0.03
計	—	9,000	—	9,000	0.03

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、平成30年4月1日付で連結子会社である株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを吸収合併したこと及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当第 2 四半期会計期間 (平成30年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	825,911	1,331,773
売掛金	381,835	396,835
仕掛品	1,906	13,811
預け金	53,797	89,828
その他	15,193	10,799
流動資産合計	1,278,644	1,843,048
固定資産		
有形固定資産	76,423	78,807
無形固定資産	773	904
投資その他の資産		
投資有価証券	249,335	243,808
関係会社株式	225,423	0
その他	81,773	103,479
貸倒引当金	1,919	1,919
投資その他の資産合計	554,613	345,369
固定資産合計	631,811	425,081
資産合計	1,910,456	2,268,129
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,198	75,047
短期借入金	200,000	200,000
未払法人税等	1,479	908
賞与引当金	68,405	112,474
その他	92,325	127,077
流動負債合計	459,408	515,507
固定負債		
関係会社長期借入金	410,000	190,000
退職給付引当金	332,118	449,930
役員退職慰労引当金	4,069	5,771
その他	3,954	2,500
固定負債合計	750,142	648,201
負債合計	1,209,550	1,163,709

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当第 2 四半期会計期間 (平成30年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金	35,718	35,718
利益剰余金	552,099	957,862
自己株式	948	1,220
株主資本合計	666,869	1,072,360
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34,036	32,059
評価・換算差額等合計	34,036	32,059
純資産合計	700,905	1,104,419
負債純資産合計	1,910,456	2,268,129

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	1,576,068
売上原価	1,360,783
売上総利益	215,284
販売費及び一般管理費	223,800
営業損失()	8,515
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	3,194
受取賃貸料	2,166
その他	21
営業外収益合計	5,389
営業外費用	
支払利息	1,220
営業外費用合計	1,220
経常損失()	4,347
特別利益	
投資有価証券売却益	4,259
抱合せ株式消滅差益	422,493
特別利益合計	426,752
税引前四半期純利益	422,404
法人税、住民税及び事業税	1,415
法人税等調整額	15,225
法人税等合計	16,641
四半期純利益	405,763

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)	
当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	422,404
減価償却費	885
抱合せ株式消滅差損益(は益)	422,493
賞与引当金の増減額(は減少)	21,001
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	356
退職給付引当金の増減額(は減少)	58,344
受取利息及び受取配当金	3,200
支払利息	1,220
投資有価証券売却損益(は益)	4,259
売上債権の増減額(は増加)	95,907
たな卸資産の増減額(は増加)	11,844
仕入債務の増減額(は減少)	44,523
未払消費税等の増減額(は減少)	7,747
預け金の増減額(は増加)	36,030
その他	18,389
小計	88,410
利息及び配当金の受取額	3,200
利息の支払額	1,241
法人税等の支払額	2,566
法人税等の還付額	1,057
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,327
投資有価証券の取得による支出	30,737
投資有価証券の売却による収入	36,178
敷金及び保証金の差入による支出	402
敷金及び保証金の回収による収入	186
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,897
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	272
財務活動によるキャッシュ・フロー	272
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	91,486
現金及び現金同等物の期首残高	825,911
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額(は減少)	414,376
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,331,773

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(退職給付費用の計上)

当社は、平成30年4月1日付で、100%子会社である株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを吸収合併いたしました。これに伴い、退職給付債務の計算において、消滅子会社の従業員に対し、原則法を適用したことにより、退職給付引当金が52,328千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は52,328千円減少しております。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
報酬及び給与	101,790千円
賞与引当金繰入額	6,923千円
退職給付費用	10,665千円
役員退職慰労引当金繰入額	836千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金	1,331,773千円
現金及び現金同等物	1,331,773千円

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成30年1月24日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の100%子会社である株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを吸収合併(以下、「本合併」といいます。)することを決議し、平成30年4月1日付で吸収合併いたしました。

1.取引の概要

結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社アイレックス

事業内容 システム開発

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズ

事業内容 システム開発

企業結合日

平成30年4月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを消滅会社とする吸収合併であり、本合併により、株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズは解散いたしました。

結合後企業の名称

株式会社アイレックス

その他取引の概要に関する事項

当社と子会社株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズとの合併により、両者の得意分野を統合し、事業基盤のさらなる拡大を図ると共に、経営資源の効率化と営業活動強化を目的としております。なお、本合併は、当社の100%子会社との吸収合併であるため、合併に際して株式の割当て、その他金銭の交付は行っておりません。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当社は、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とするシステム事業という単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 2 四半期累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	137円 98銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	405,763
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	405,763
普通株式の期中平均株式数(株)	2,940,789
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	79円 97銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	2,133,333
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)平成30年10月 1 日付で普通株式10株につき 1 株の割合をもって株式併合を実施しております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式併合)

平成30年 6 月21日開催の当社第76回定時株主総会並びに種類株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決され、平成30年10月 1 日付でその効力が発生しております。

1 . 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月 1 日をもって、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）が100株に統一されました。これに伴い当社は、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

(2) 単元株式数変更の内容

平成30年10月 1 日をもって、当社普通株式及び A 種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

2 . 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数の変更によって当社株式の売買単位を変更するにあわせて、全国証券取引所の推奨する投資単位の水準（ 5 万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式の併合をいたします。

(2) 併合する株式の種類

普通株式及び A 種優先株式

(3) 併合の方法、割合

平成30年10月 1 日をもって、平成30年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を、10株につき1株の割合で併合いたしました。

(4) 併合により減少する株式数

	発行済株式総数	普通株式	A 種優先株式
併合前の株式数	45,417,400株	29,417,400株	16,000,000株
併合により減少する株式数	40,875,660株	26,475,660株	14,400,000株
併合後の株式数	4,541,740株	2,941,740株	1,600,000株

(5) 発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数	181,669,000株
効力発生日における発行可能株式総数	18,166,900株

(6) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の 1 に減少しましたが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動等の要因を除くと、当社株式の資産価値に変動はありません。

(7) 株式併合により減少する株主数

平成30年 9 月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

(平成30年 9 月30日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	1,656名 (100%)	45,417,400株 (100%)
10株未満所有株主	40名 (2.4%)	88株 (0.0%)
10株以上所有株主	1,616名 (97.6%)	45,417,312株 (100.0%)

(8) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(9) 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が与える影響は、当該箇所に記載しております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、平成30年 8 月29日開催の取締役会において、当社定款第 8 (1)条に基づき、A 種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、平成30年10月31日に取得し、同日付で消却いたしました。

1 . 取得及び消却の理由

当社は、平成18年に「A 種優先株式」を発行いたしましたが、当時の経営環境からは財務体質の改善が進み、「A 種優先株式」を償還する資本基盤が整いつつある状況にあります。

このような状況のなか、普通株式の株主様に対する剰余金配当を可能とする環境を早期に整えることが課題であるとの認識にもとづき、業績の動向、財務状況、当社を取り巻く事業環境等を総合的に勘案し、今年度から複数年で「A 種優先株式」の取得及び消却を行うことと致します。なお、取得資金につきましては自己資金を充当いたします。

2 . 取得の内容

(1) 取得した株式の種類	A 種優先株式
(2) 取得した株式の総数	220,000株
(3) 1 株当たりの取得価額	1,050円
(4) 株式の取得価額の総額	231,000,000円
(5) 取得先	T C S ホールディングス株式会社
(6) 取得日	平成30年10月31日

3. 消却の内容

(1) 消却の方法	その他資本剰余金及び繰越利益剰余金からの減額
(2) 消却した株式の種類	A種優先株式
(3) 消却した株式の総数	220,000株
(4) 消却日	平成30年10月31日

4. A種優先株式の取得状況

(1) 当初発行株式数	1,600,000株
(2) 今回取得株式数	220,000株
(3) 未取得株式数	1,380,000株

尚、当社は10月1日に、普通株式及びA種優先株式を、10株を1株に株式併合したため、株式数の単位は併合後のものとなっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月12日

株式会社アイレックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 田 剛 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 原 由 佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレックスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第77期事業年度の第2四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイレックスの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。